

脳に損傷を受けた方の 自動車運転 ガイドブック Ver. 3



一般社団法人 大阪府作業療法士会 運転と作業療法委員会

目次

1. はじめに	2
2. 病気やケガの影響	3
3. 自動車運転に関わる手続き	5
4. 運転再開の流れ	9
5. 運転に関する情報	11
6. おわりに	14





1. はじめに

病気やケガをされた方が運転を再開する際の手続きをご存じでしょうか？
脳損傷（脳血管障がい、頭部外傷、脳腫瘍）など、道路交通法上の「一定の病気」に該当する方が自動車運転を再開するには運転免許試験場（下記相談窓口）で適性相談を受ける事が必要で、診断書の提出や臨時適性検査が求められます。

このガイドブックは病気や障がいのある方の自動車運転に関する情報としてご活用ください。尚、作業療法士等の医療・福祉関係者は丁寧な説明をした上で本ガイドブックを障がいのある方やご家族にお渡しください。ガイドブックは2023年3月発行時の法制度に準じて作成しています。道路交通法や各種政令は随時改定されますので、変更があった際は運転免許試験場の指示に従ってください。

大阪府内の相談窓口

○安全運転相談ダイヤル #8080

（都道府県警察の安全運転相談窓口につながります）

○門真運転免許試験場 適性試験係 適性相談コーナー

06-6908-9121 内線384

○光明池運転免許試験場 適性試験係 適性相談コーナー

0725-56-1881 内線384

※詳しくは、大阪府警察のホームページもご確認ください。



2. 病気やケガの影響

- ・脳損傷（脳血管障がい、頭部外傷、脳腫瘍）後は様々な症状を起こす場合があります。
- ・自動車の運転に影響を及ぼすものもあります。

（1）てんかん

- ・意識を失う
- ・手足のけいれんや脱力

（2）視覚障がい

- ・視界がぼやける
- ・物が二重に見える
- ・視野が狭くなる
- ・右（左）半分が見えにくい

（3）運動麻痺

- ・手足が動かしにくい
- ・アクセル、ブレーキが踏めない
- ・ハンドルの操作ができない

（4）感覚麻痺

- ・手足の触っている感覚が鈍い
- ・手足がどれくらい曲がっているか感じにくい
- ・手足がしびれる
- ・アクセル、ブレーキを踏む感覚がわからない

（5）高次脳機能障がい

- ・様々な症状があり、外見からはわかりにくく、自覚しにくい特徴があります。
- ・症状によっては、運転に影響を及ぼし、交通事故のリスクを高める要因になります。

1) 注意障がい

- ・集中が続きにくい
- ・同時に2つの事ができない
- ・会話をしながら運転ができない
- ・安全確認ができない
- ・歩行者や信号、標識を見落とす



(5) 高次脳機能障がい (続き)

2) 視覚認知障がい、半側空間無視

- ・空間や形を正確に捉えられない
- ・左(右) 半分の空間が認識できない
- ・センターラインを越える
- ・左(右) 側によくぶつかる

4) 失語

- ・言葉の理解や話すことができない
- ・トラブルの際、状況が説明できない
- ・道路標識や指示が理解できない

6) 遂行機能障がい

- ・計画して実行することができない
- ・天候や道路状況に対応できない

8) 易疲労性

- ・疲れやすい
- ・長時間の運転ができない

3) 記憶障がい

- ・物事を覚えられない、思い出せない
- ・行き先や道順を忘れる

5) 見当識障がい

- ・時間や場所がわからなくなる
- ・道に迷う
- ・現在地や方向がわからなくなる

7) 社会的行動障がい

- ・行動や感情のコントロールができない
- ・不愉快なことがあると運転が乱暴になる





3. 自動車運転に関わる手続き

(1) 「一定の病気」に該当する方の運転再開について

- ・「病気等の理由で正常な運転が出来ないおそれがある状態で車輛等を運転してはならない（道路交通法66条抜粋）」とされており、脳卒中など「一定の病気」の方が運転を再開したい場合は（免許の取得・更新時も同様）運転免許試験場で適性相談が必要になります。

1) 「質問表」の提出義務（改正道路交通法、2014年6月1日施行）

- ・ **免許の取得・更新時**には質問票の提出が義務化されました。
- ・ 質問票とは一定の病気にかかっているかを把握するものです。

2) 質問票で虚偽の申告をした場合

- ・ 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・ 免許再取得時、試験の一部免除制度が適用不可
- ・ 重大事故を起こした場合、**危険運転致死罪**に問われることがあります。
- ・ **任意保険の保険金の受け取りにおいて不利になることもあります。**

一定の病気とは（安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気）

① 統合失調症	② てんかん
③ 再発性の失神	④ 無自覚性の低血糖症
⑤ そううつ病	⑥ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
⑦ その他精神障害	
⑧ 脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）	
⑨ 認知症	
⑩ アルコールの中毒者	

※脳腫瘍、頭部外傷後遺症等は⑨認知症の項目に含まれます。

警察庁「一定の病気に係る免許可否等の運用基準」より抜粋

3) 各病気の基準について

てんかん

- ・免許は運転に支障が生じるおそれのある発作が **2年間**ないことが条件です。
2年以内に発作を起こしていれば原則取消となります。

2年間の中には次のような場合も含まれます

- ①運転に支障が生じるおそれのない発作（意識のある発作など）がある場合
→1年間以上の経過観察
- ②睡眠中に限定された発作がある場合
→2年間以上の経過観察

警察庁「一定の病気に係る免許可否等の運用基準」より

認知症

- ・アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症、レビー小体型認知症と診断された方は免許の取消・拒否の対象となります。
- ・その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）は医師が「6ヵ月以内に回復の見込みがある」と診断した方は6ヶ月間の免許停止後、臨時適性検査で判断となります。医師が「6ヵ月以内に回復の見込みが無い」と診断した方は免許取消の対象となります。
- ・認知症ではないが軽度の認知機能の低下がある、境界状態にある、認知症の疑いがあると診断された方は免許は継続できますが6ヵ月後に臨時適性検査の対象となります。

警察庁「一定の病気に係る免許可否等の運用基準」より



3. 自動車運転に関わる手続き

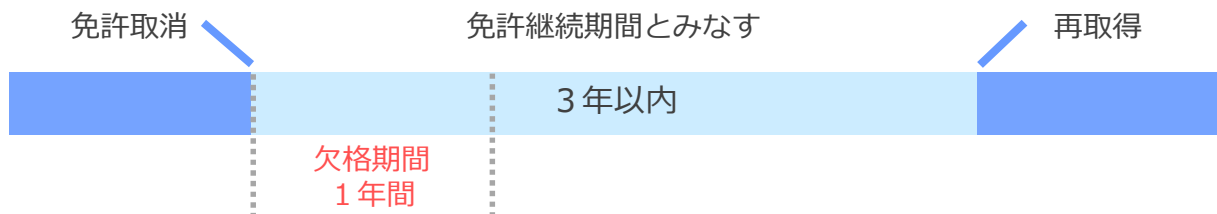
(2) 「一定の病気」に該当する方の運転について

1) 免許の取消・停止について

- ・一定の病気に該当する方が運転免許試験場で運転不可と判断された場合、免許は状況に応じて6カ月以下の停止（保留）か取消（拒否）と処分され運転はできません。

2) 免許の再取得について

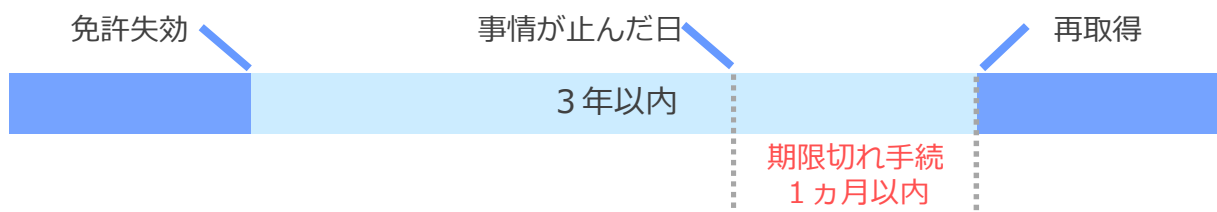
- ・取消から3年以内に症状が改善されれば、**技能試験及び学科試験が免除**され、再取得の手続き（**医師の診断書と臨時適性検査**）ができます。そこで運転可能と判断されれば、運転が再開できます。
- ・取消から1年間は免許を取得できない期間（欠格期間）があります。



(免許全体の流れは9ページ)

(3) 免許の期限切れ手続きについて

- ・病気入院などやむを得ない理由のため更新手続きをできなかった方（免許失効）は、期限切れ手続き（特別新規申請）を受けることで、免許を再取得できます。



※詳しくは運転免許試験場でご相談ください。

(4) 普通自動車一種免許に必要な身体能力について

- ・障がいの有無に関わらず、以下が適性検査の合格基準になります。

視力	<ul style="list-style-type: none">・両眼で0.7以上。・片眼で0.3以上。・片眼が0.3未満の場合は他眼の視力が0.7以上で視野が左右150度以上。
色彩識別能力	<ul style="list-style-type: none">・赤色、青色及び黄色の識別ができること。
聴力	<ul style="list-style-type: none">・日常の会話を聴取できること。・10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえること。 (補聴器使用可)
運動能力	<ul style="list-style-type: none">・自動車等の安全な運転に必要な認知、又はハンドルその他の装置を随意に操作できるなど、自動車の運転に支障を及ぼす身体障害がないこと。・障害がある場合は、補助手段を講ずることにより支障がないこと。

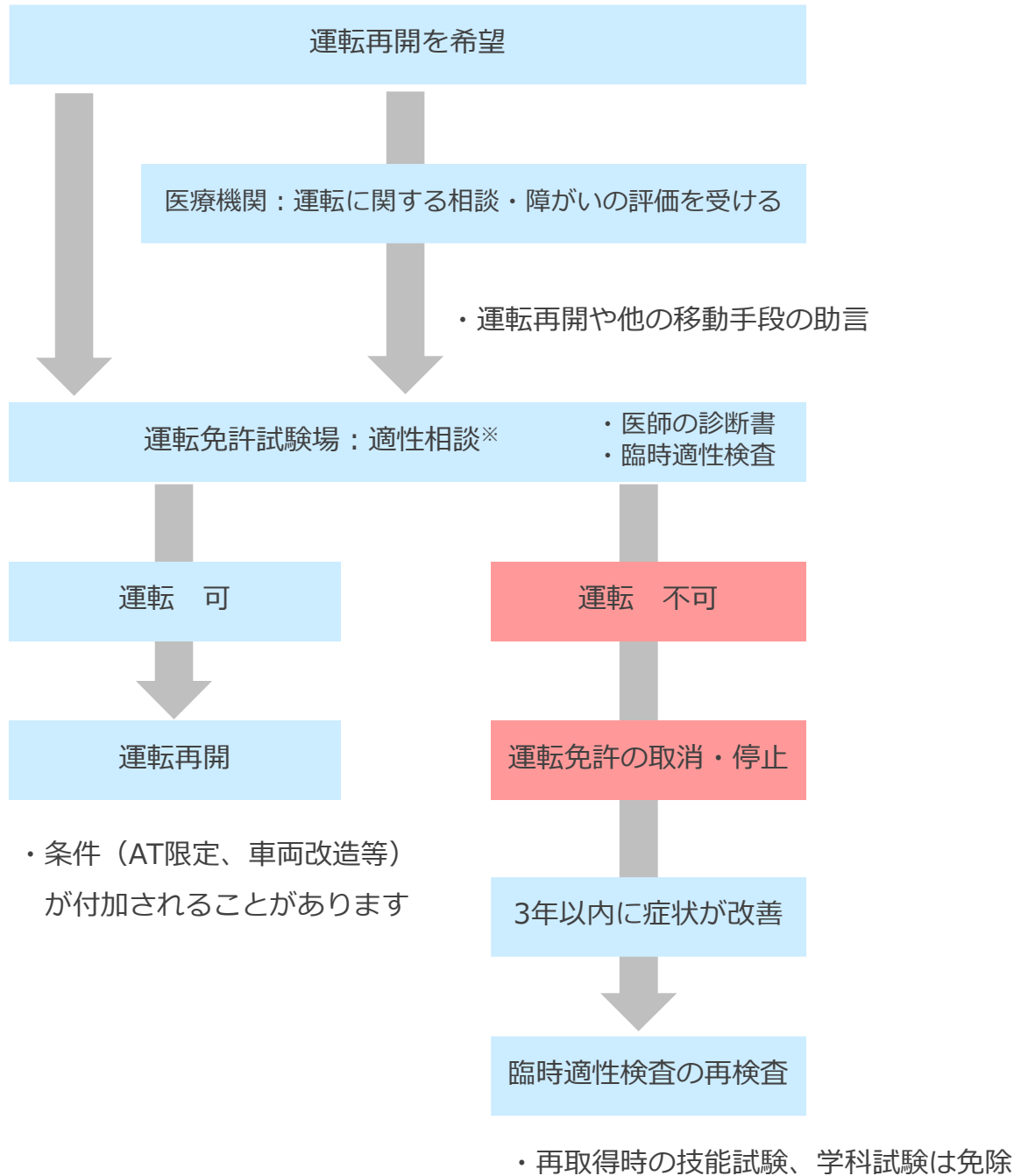
「道路交通法施行規則第23条」より

(5) 救護義務について

- ・道路交通法にある救護義務を果たす必要があります。救護義務とは事故の際、けが人を救護し、2次被害が発生しないように現場付近の交通を整理するなどが該当します。
- ・警察や消防に通報が必要です。失語症などのコミュニケーション障がいがあり不安な方は、通報の方法などを運転免許試験場の適正相談や医療機関でご相談ください。



4. 運転再開の流れ



※適性試験係の方に「医療機関からの指示で適性相談を受けたい」や「脳卒中になったので、運転を再開する手続きを教えてください」と伝えて電話予約して下さい（連絡先は2ページ）。

(1) 運転再開に関する相談先について

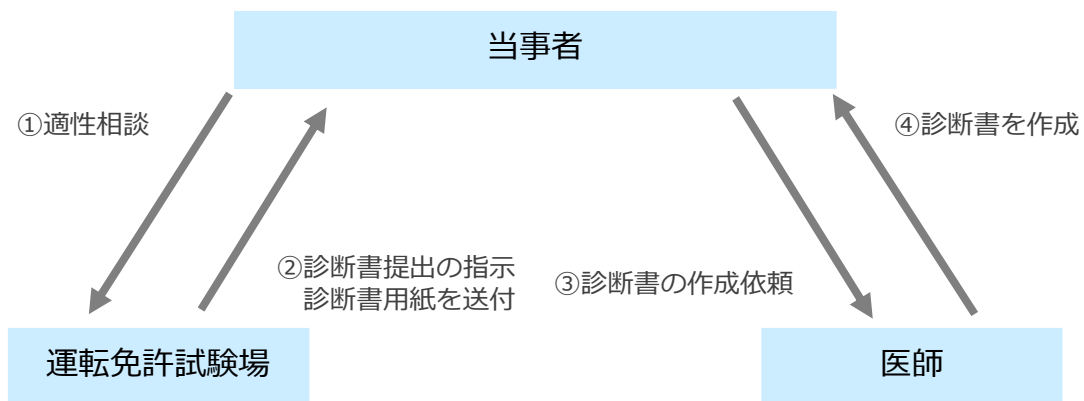
- ・ 運転免許試験場か各警察署、安全運転相談ダイヤルでご相談ください。
- ・ 入院や通院で医療機関に掛かっている方はまず主治医等にご相談ください。

(2) 適性相談について

- ・ 加齢に伴う身体・認知機能の低下や病気やケガの症状のため、安全な自動車運転に支障を及ぼすおそれがある方が運転適性について相談します。
- ・ 運転シミュレータなどを行い、主に運動能力を判断します（適性試験）。
- ・ 相談後、「一定の病気」に該当する方は医師の診断書の提出か臨時適性検査が求められます。

(3) 診断書の作成について

- ・ ①～④の流れで診断書（医師が病状等を記載）を作成します。
- ・ 診断書は脳卒中や認知症など疾患別に様式があり、運転免許試験場にあります。



- ・ 主治医（運転の相談ができる医師）が居ない場合は公安委員会が指定する専門医が臨時適性検査（病状や運転適性の検査）をします。

(4) 運転の可否判断について

- ・ 医師の診断書や臨時適性検査の結果から運転免許試験場が判断します。

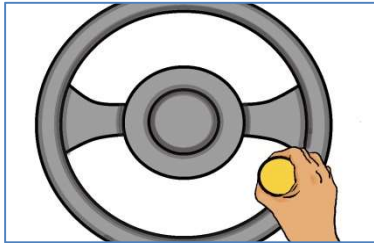


5. 運転に関する情報

(1) 自動車の改造

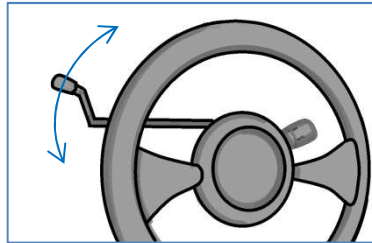
- ・運転免許試験場で適性相談の結果、自動車の改造が必要な場合があります。
- ・手足の不自由な方向への補助装置などがあります。

改造例)



ハンドル回転ノブ

- ・片手でハンドル操作ができる



左手用ウinkerレバー

- ・左手で操作ができる



左足用アクセルペダル

- ・右足でペダルの操作ができない場合に使用

(2) 障がいのある方の補助制度

1) 税制度

- ・消費税の非課税
- ・自動車税／軽自動車税／自動車所得税の減免

2) その他

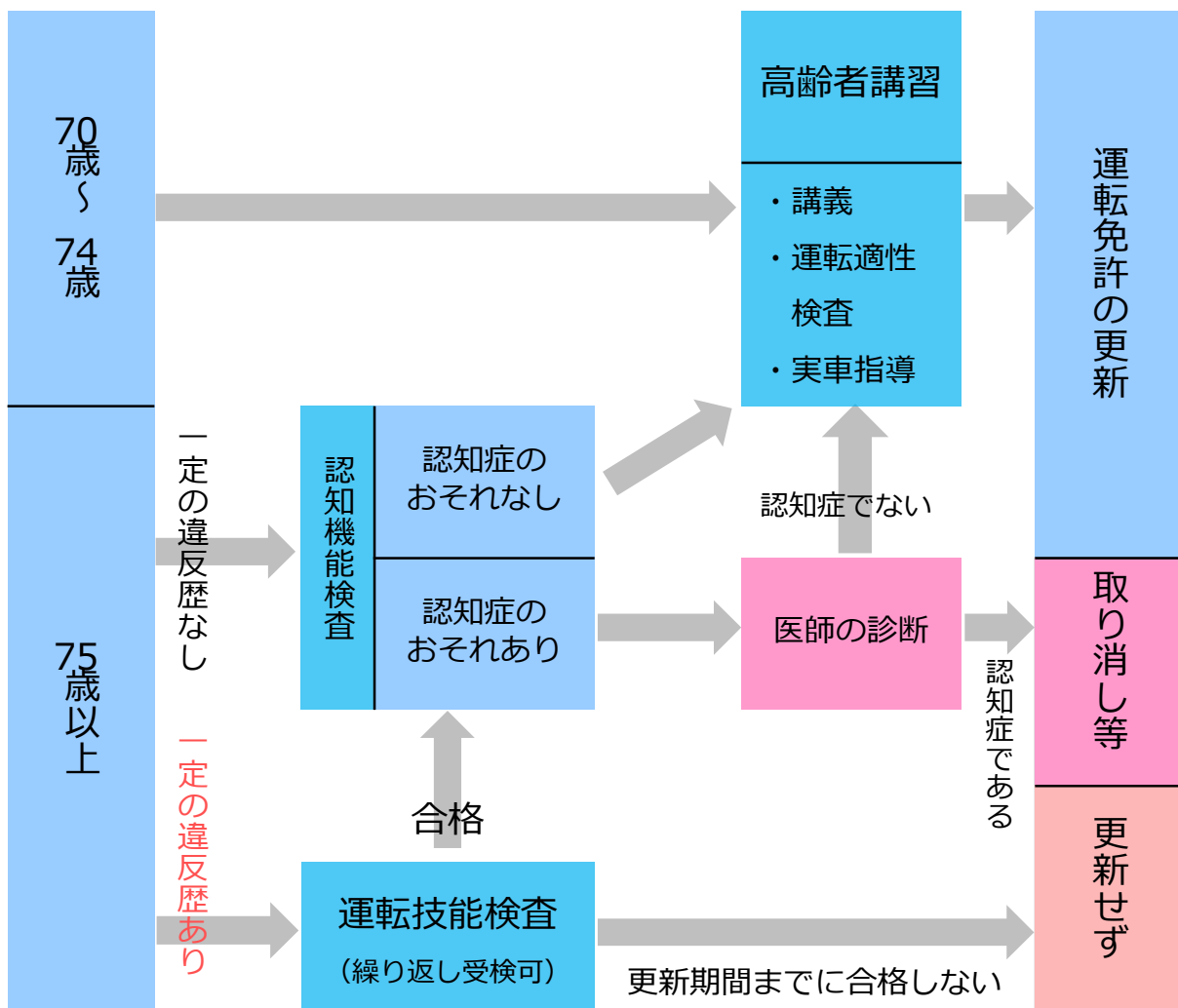
- ・自動車改造費の助成
- ・自動車購入資金の助成
- ・有料道路交通料金の割引
- ・駐車禁止除外制度
- ・駐車料金の割引 など

※障がい者手帳が必要になる場合があります。

※内容は各自治体で異なります。詳しくはお住まいの自治体でご確認ください。

(3) 高齢者の運転について

- ・ 70歳以上の方は運転免許更新時に高齢者講習の受講が義務付けられています。
- ・ 75歳以上の方は運転免許更新時に認知機能検査の受検と一定の違反歴がある者は運転技能検査も追加されます（2022年5月13日より）。
- ・ 運転技能検査、認知機能検査、高齢者講習を受ける順序は問わない。
- ・ 高齢者等の自主申請に基づいて普通免許をサポートカー限定免許にできます。



(参考：警視庁ホームページ)



5. 運転に関する情報

(4) 運転免許証の自主返納

- ・運転に自信がなくなった等の理由で免許の取消しを申請する手続きです。
- ・自主返納または失効した日から5年以内に「**運転経歴証明書**」を申請できます。運転経歴証明書は有効期限がなく、公的な身分証として生涯使用できます。
- ・自主返納、運転経歴証明書の申請は各警察署、運転免許試験場で行います。

氏名	〇〇 〇〇	〇〇年〇〇月〇〇日
住所	大阪府 〇〇市	
交付	〇〇年 〇〇月〇〇日	
運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません)		
第	0000000001	号
		 大阪府 公安委員会

「運転経歴証明書」の提示によりサポート企業（店舗）で割引等の特典があります。

- ・飲食店の料金割引
- ・タクシー運賃割引 など

(5) 自動車運転以外の移動方法や支援について

1) 移動支援事業

- ・ガイドヘルパーが付き添い外出を支援するサービスです。

2) 移送サービス（福祉有償運送）

- ・バスや電車の利用が困難な方を対象に、車を使って外出の支援を行うサービス（有償）です。

3) 介護タクシー

- ・自宅で生活している要介護認定（要介護1以上）者を対象に乗降介助などのサポートがあります。

※内容は各自治体で異なります。詳しくはお住まいの自治体でご確認ください。

6. おわりに

自動車運転は仕事、買い物、レジャーなど様々な生活場面で関わり、必要不可欠な方も多くおられます。その一方で、病気や障がいに起因した自動車事故は、近年大きな社会問題となっており、運転の再開には慎重な判断のもと、適切な手続きが必要です。運転再開にあたってはご家族や医療機関にしっかりと相談される事をお勧めします。医療機関では運転以外の移動手段についても合わせてご相談ください。

今後のみなさまの移動手段の獲得に向けた一助になれば幸いです。

参考

- ・ 蜂須賀研二：自動車運転再開に向けた取り組み。現状と課題。
総合リハ. 45巻 4号. 2017.
- ・ 武原格：脳損傷者の自動車運転－QOL向上のために－。
MEDICAL・REHABILITATION. No207. 2017
- ・ 運転すんの会せんの会：脳卒中の方の自動車運転～手続きと必要性～Ver. 1
- ・ 広島県作業療法士会：高次脳機能障害と自動車運転に関するご案内
- ・ ぐんま自動車運転リハビリテーション研究会：脳卒中後の自動車運転再開
ガイドブック Ver. 1
- ・ 大阪府警察：www.police.pref.osaka.jp/
- ・ 全日本指定自動車教習所協会連合会：高齢運転者支援サイト：
www.zensiren.or.jp/kourei/
- ・ HONDA 福祉車両：<https://www.honda.co.jp/welfare/>

脳に損傷を受けた方の自動車運転ガイドブック Ver.3

【作成】 一般社団法人 大阪府作業療法士会 運転と作業療法委員会

- ◎ 牟田 博行 わかくさ竜間リハビリテーション病院
- 田中詩織 大阪リハビリテーション病院
- 永田 作馬 葛城病院
- 武平 孝子 八尾はあとふる病院
- 中岡 真弘 堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
- 奥野 静華 堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター
- 松下 真拡 阪南市民病院
- 水野 珠緒 坂本診療所
- 上山 美早子 さくら会病院
- 上田 剛裕 大阪急性期・総合医療センター

【協力者】

池埜 弥生 市村 公 塩屋 博史 奥 結季恵

(◎委員長、○ガイドブック班長)

イラスト イチムラアキラ

Ver.1 : 1刷 2019年3月発行

Ver.2 : 1刷 2020年3月発行

Ver.3 : 1刷 2023年3月発行

一般社団法人 大阪府作業療法士会

〒540-0004 大阪府中央区玉造2-16-8 玉造井上ビル 6階

TEL : 06-6765-3375 FAX : 06-6765-3376

E-mail : jimu@osaka-ot.jp

